

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号の 16



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令（※）	（人事課取扱い） 2
○鹿児島県文書規程及び鹿児島県出先機関文書規程の一部を改正する訓令（※）	（学事法制課取扱い） 3
告 示	
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（人事課取扱い） 4
正 誤	
○鹿児島県公報号外（令和3年9月22日付け）の一部訂正	（地域政策課取扱い） 4

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第31号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の14」を「第18条の15」に改める。

第8条第1項の表観光・文化スポーツ部の部スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

スポーツ・コンベンションセンター 整備課

第8条第1項の表くらし保健福祉部の部新型コロナウイルス感染症療養調整課の項中「宿泊療養係 搬送係」を「宿泊療養・搬送係」に改める。

第8条第2項の表秘書課の部行幸啓室の項中「行幸啓係」を「行幸啓係 お成り第一係 お成り第二係」に改め、同表人事課の部行政管理室の項中「行政管理室」を「行政経営推進室」に改め、同表総合政策課の部スポーツ施設対策室の項を削り、同表産業立地課の部新産業創出室の項中「IT・スタートアップ支援係」を「スタートアップ支援係」に改め、同表農政課の部かごしまの食輸出戦略室の項中「かごしまの食輸出戦略室」を「かごしまの食輸出・ブランド戦略室」に、「輸出戦略係」を「食の安全推進係 輸出戦略係 6次産業化支援係」に改め、同部かごしまの食ブランド推進室の項を削り、同表畜産課の部を削り、同表建築課の部営繕室の項中「庁舎建築係 学校建築係」を「営繕企画係 施設整備係」に改める。

第13条第1項第7号中「事務能率の向上改善」を「業務改革の推進」に改め、同項第8号中「行政組織」を「県行政の組織及び権限」に改め、同項第9号を削り、同項第10号中「行政事務改善委員会及び」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同項第14号中「支庁」の次に「並びに地域連絡協議会」を加え、同号を同項第12号とし、同項第15号中「財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保」を

「内部統制」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 16 号を同項第 14 号とし、同条第 2 項中「行政管理室」を「行政経営推進室」に、「行政管理上」を「行政経営推進上」に、「第 15 号」を「第 13 号」に改める。

第 18 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同条第 3 項を削る。

第 18 条の 14 第 3 号中「県立サッカー・ラグビー場及び」を削り、第 2 章第 2 節第 2 款の 3 中同条の次に次の 1 条を加える。

（スポーツ・コンベンションセンター整備課）

第 18 条の 15 スポーツ・コンベンションセンター整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ・コンベンションセンターの整備に関する事。
- (2) その他の大規模スポーツ施設に関する事。

第 28 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (29) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の施行に関する事。

第 36 条第 2 項中「かごしまの食輸出戦略室」を「かごしまの食輸出・ブランド戦略室」に、「前項第 8 号から第 11 号まで」を「前項第 7 号から第 22 号まで」に改め、同条第 3 項を削る。

第 39 条第 16 号中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）」を「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）」に改める。

第 39 条の 3 第 1 項第 22 号から第 25 号までを削り、同条第 2 項を削る。

第 48 条第 1 項第 17 号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」に改める。

第 56 条第 1 項の表鹿児島地域振興局の部総務企画部の項中「納税第三係」を「徴収対策支援係」に改める。

第 101 条の表鹿児島県中央児童相談所の項中「県内一円（鹿児島県大隅児童相談所及び鹿児島県大島児童相談所の所管区域を除く。）」を「鹿児島市 枕崎市 指宿市 西之表市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 始良市 鹿児島郡 熊毛郡」に改め、同項の次に次のように加える。

鹿児島県北部児童相談所	薩摩郡さつま町	阿久根市 出水市 薩摩川内市 伊佐市 薩摩郡 出水郡 始良郡
-------------	---------	--------------------------------

第 177 条第 2 項の表観光地整備対策監の項中「観光課」を「PR 観光課」に改め、同条第 4 項の表徴税指導対策官の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 賠償責任等審査会規則（昭和 33 年鹿児島県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。
 - 第 1 条第 1 号中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。
 - 第 2 条第 4 項及び第 5 項中「人事課行政管理室長」を「人事課行政経営推進室長」に改める。

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

行政組織の再編成に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（鹿児島県行政考査規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県行政考査規程（昭和 38 年鹿児島県訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「人事課行政管理室長」を「人事課行政経営推進室長」に、「人事課行政管理室の」を「人事課行政経営推進室の」に改める。

（鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和 39 年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のよう

に改正する。

第 3 条中「人事課行政管理室長」を「人事課行政経営推進室長」に改める。

第 4 条第 3 項中「人事課行政管理室主幹」を「人事課行政経営推進室主幹」に改める。

第 9 条中「総務部人事課行政管理室」を「総務部人事課行政経営推進室」に改める。

（職員提案規程の一部改正）

第 3 条 職員提案規程（昭和 40 年鹿児島県訓令第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「総務部人事課行政管理室長」を「総務部人事課行政経営推進室長」に、「行政管理室長」を「行政経営推進室長」に改める。

第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条中「行政管理室長」を「行政経営推進室長」に改める。

別記第 2 号様式中「人事課行政管理室長」を「人事課行政経営推進室長」に改める。

（法制審議委員会規程の一部改正）

第 4 条 法制審議委員会規程（昭和 43 年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「人事課行政管理室長」を「人事課行政経営推進室長」に改める。

（鹿児島県職員懲戒審査委員会規程の一部改正）

第 5 条 鹿児島県職員懲戒審査委員会規程（昭和 45 年鹿児島県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「及び人事課行政管理室長」を削る。

第 6 条中「総務部人事課行政管理室」を「総務部人事課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 4 号

鹿児島県文書規程及び鹿児島県出先機関文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県文書規程及び鹿児島県出先機関文書規程の一部を改正する訓令

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県文書規程（昭和 60 年鹿児島県訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項ただし書中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

第 36 条第 5 項第 5 号中「鹿児島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表第 2 中 「 | スポーツ振興課 | スポ振 | 」を

「 | スポーツ振興課 | スポ振 | に改める。
| スポーツ・コンベンションセンタ | スポ整 |
| 一整備課 | 」

（鹿児島県出先機関文書規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県出先機関文書規程（昭和 62 年鹿児島県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号ア中「第 4 項」を「次項」に改める。

第 25 条第 5 項中「第 24 条第 1 項ただし書」を「前条第 1 項ただし書」に改める。

第 30 条第 1 項ただし書中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

第 34 条第 5 項第 5 号中「鹿児島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第337号

平成19年3月30日鹿児島県告示第580号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し，令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

表中「総務部人事課行政管理室鹿児島市駐在機関」を「総務部人事課行政経営推進室鹿児島市駐在機関」に改める。

正 誤

令和3年9月22日付け鹿児島県公報号外中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	誤	正
上記別冊中6ページ	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域 北西6m市道	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域 北東6m市道